

速度取締り指針

令和6年4月
熱海警察署

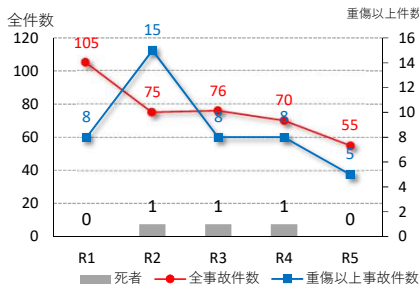
熱海警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道135号	14:00～16:00	熱海市熱海から熱海市上多賀までの間	40km/h

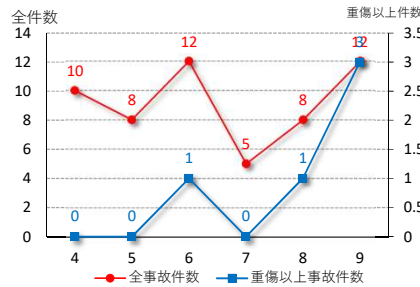
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	55	-15
うち重傷事故	5	-4
死者	0	-1
負傷者	73	-15
うち重傷者	5	-4

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年度(令和1年から5年)の状況



2020.9.27 8:05
(主)熱海函南線
重傷事故発生

2020.8.18 6:25
(主)熱海函南線
死亡事故発生

2020.8.3 16:07
国道135号
重傷事故発生

- 6時から12時
- 12時から18時
- 18時から24時
- 0時から6時

その他取締りの要点等

交通事故直前速度が50km/h以上の事故については、2020年において(主)熱海函南線では死亡事故1件、重傷事故1件、国道135号では重傷事故1件が発生している。交通事故発生時間帯については、(主)熱海函南線は午前9時から午後0時、国道135号については午後2時から午後4時に集中していることから、同時帯において速度取締りを実施する必要性が認められる。

速度取締り以外にパトカーと白バイ等の警察車両を有効活用し、積極的なレッドパトロールを行い、ドライバーに安全速度を遵守させることを目的とした見せる活動を強化する。

また、熱海市街地の生活道路において、一瞬の速度超過が大きな事故を招くおそれがあることから、可搬式自動取締り装置を設置し速度取締りを行い、ドライバーに安全速度を意識付けさせ、重大交通事故を発生させない活動を行う。